



## 1 現計画について

＜第2期北上市子ども・子育て支援事業計画＞  
計画期間：令和2年度～令和6年度（5年間）

### 子ども・子育て支援事業計画

（子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく計画・法定計画）

- 子どもの貧困対策の推進に関する法律  
第9条第2項に規定する市町村計画（努力義務）
- 次世代育成支援対策推進法  
第8条に規定する市町村行動計画（策定できる）
- 「新・放課後子ども総合プラン」に基づく市町村行動計画  
（市町村子ども・子育て支援事業計画に盛り込むこととする）

## 2 こども政策を巡る動向

- ①子ども基本法の施行（R5.4.1施行）**  
→子ども施策の基本理念や基本となる事項を明らかにすることにより、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な法律
- ②「子ども」から「こども」へ（対象範囲の拡大）**  
→子ども基本法第2条において、「心身の発達の過程にある者」を「こども」と定義しており、18歳や20歳といった特定の年齢で区切られるものではない。
- ③こども大綱の策定（R5年内に閣議決定予定）**  
→子ども基本法第9条に規定されたこども施策に関する基本的な方針や重要事項等を定めるもの。これまで別々に作成・推進されてきた「少子化対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」の既存3大綱を束ね一元化し、更に必要なこども施策を盛り込む。
- ④市町村こども計画の策定（努力義務）**  
→子ども基本法第10条において、市町村はこども大綱を勘案して当該市町村におけるこども施策の計画を定めるよう努めるものとされた。

## 3 計画の方向性

こども大綱を勘案して策定する市町村こども計画として、**従来の子ども・子育て支援事業計画を包含する形で、「(仮称)北上市こども計画」を策定する。**

### こども計画

＜こども大綱を勘案して定める＞

- 少子化対策基本法  
第4条に基づく少子化に対処するための施策
- 子どもの貧困対策の推進に関する法律  
第9条第2項に規定する市町村計画
- 子ども・若者育成推進法  
第9条第2項に規定する市町村計画（努力義務）

＜こども計画と一体的に作成することができる＞

- 子ども・子育て支援法第61条第1項に規定する子ども・子育て支援事業計画
- 次世代育成支援対策推進法(※1)  
第8条に規定する市町村行動計画
- 「新・放課後子ども総合プラン」(※2)  
に基づく市町村行動計画

(※1) R7.3.31で効力を失う。  
(※2) 計画期間は2023年度末。→今後延長等があれば、こども計画と一体的に行動計画を策定。

## 4 今後のスケジュール（予定）

令和5年度下期 計画策定方針庁議決定、計画策定に係る基礎調査  
（基礎調査の時期はこども大綱の閣議決定時期により前後する可能性あり）  
令和6年度 計画策定（R7.3庁議決定）  
令和7年度～ 計画開始